

平成 28 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の進め方に対する意見

平成 28 年 7 月 21 日

WWF ジャパン

森林グループ長 橋本務太

平成 28 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業（以下、本年度事業）の進め方について、以下の通り意見申し上げます。

ご承知の通り、本年 5 月 20 日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下、新法）」が可決されました。ただし、今後定められる省令等もあることから、現時点で新法に基づいて誰が何をしなければいけないのか、具体的な姿は見えていません。

また、これまで推進されてきた、いわゆる林野庁ガイドラインに基づく合法木材制度が、新法の中でどのような位置づけになるのかも決定されていない現状があります。

このような状況で実施しなければならない本年度事業については、以下の点に留意すべきと考えます。

一調査等にあっては、新法による要求事項がどのようなものになろうとも、木材を扱う事業者にとって汎用的に役立つような情報の収集・整理に努めること。（例：諸外国の違法伐採や違法伐採対策の最新情報、森林認証制度、デューデリジェンスの実施例等）

一普及等にあっては、新法下での位置づけが未定の「合法木材の業界団体による認定（林野庁ガイドラインに基づく第 2 の方法）」自体の普及は実施せず、違法伐採の概念、具体例、なぜ違法伐採対策が必要か等、事業の根幹となる基本的な事柄を再度広く普及するような内容を目指すこと。

一また、過去十年以上におよぶ合法木材推進の取り組みで何が達成でき、何が足りなかったのかを検証し、新法下で何らかの取り組みを実施するであろう事業者にとって、将来の改善の方向性を示すような情報を可能な限り提供すること。

以上